

【表紙】

【発行登録番号】 27 - 関東58

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 4月28日

【会社名】 トヨタ自動車株式会社

【英訳名】 TOYOTA MOTOR CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 豊田章男

【本店の所在の場所】 愛知県豊田市トヨタ町1番地

【電話番号】 <0565>28 - 2121

【事務連絡者氏名】 経理部主計室長 清水寛亮

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区後楽一丁目4番18号

【電話番号】 <03>3817 - 7111

【事務連絡者氏名】 広報部メディアリレーション室長 藤井英樹

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成27年5月9日)から1年を経過する日(平成28年5月8日)まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 5,000億円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追加書類」に記載します。

1 【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|--|-------------|--|
| トヨタ自動車株式会社 第1回A A型種類株式 (以下「第1回A A型種類株式」といいます。) | 未定 (注) 2 | 株主の権利内容において普通株式と異なる種類株式 単元株式数 100株 第1回A A型種類株式に係るその他の内容につきましては、後記「摘要(第1回A A型種類株式の内容)」をご参照ください。 |

- (注) 1 当社は、平成27年4月28日開催の当社取締役会(以下「取締役会」といいます。)において、第1回A A型種類株式ないし第5回A A型種類株式(以下個別にまたは総称して「A A型種類株式」といいます。)の新設等に係る定款一部変更および第1回A A型種類株式の募集事項の決定を取締役に委任する件に関する議案(以下「本議案」といいます。)を平成27年6月開催予定の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に付議することを決議し、また、本議案の承認が本定時株主総会において得られることを条件として、第1回A A型種類株式を発行することを決議いたしました。発行数、発行価格および引受価額を除き、第1回A A型種類株式の内容および募集事項は、本定時株主総会後に開催される取締役会における決議(以下「発行決議」といいます。)により決定し、発行数、発行価格および引受価額は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、発行価格に係る仮条件を提示して、当該仮条件による需要状況ならびに第1回A A型種類株式の価値が相当程度連動すると考えられる当社普通株式(以下「普通株式」といいます。)の株価水準およびその価格変動リスク等を総合的に勘案した上で決定します(かかる発行価格等の決定日を以下「発行価格等決定日」といいます。)
- 2 平成27年4月28日開催の取締役会において、発行数の上限を50,000,000株とすることを決定しておりますが、具体的な発行数は未定です。
- 3 当社は、本議案の承認が本定時株主総会において得られることを条件として、当社の定款にA A型種類株式に関する定めを新設いたしますが、本発行登録書提出日(平成27年4月28日)現在、第2回以降の回号に係るA A型種類株式の発行については決定しておりません。かかる発行については、平成29年3月期以降、市場環境等を勘案しつつ、当社の資本政策に照らして取締役会において決定し、原則として1年に一度を超えない頻度とする予定です。当社は、第2回以降の回号に係るA A型種類株式を発行する場合についても、発行数、発行価格、引受価額、増加する資本金および資本準備金の額ならびに後記のA A型配当金の配当年率の水準等を除き、第1回A A型種類株式と概ね同じ内容とすることを現時点では想定しております。

摘要(第1回A A型種類株式の内容)

第1回A A型種類株式の内容は以下のとおりであります。

イ A A型配当金

- (1) 当社は、普通株式に対して剰余金の期末の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回A A型種類株式を有する株主(以下「第1回A A型種類株主」といいます。)または第1回A A型種類株式の登録株式質権者(以下「第1回A A型種類登録株式質権者」といいます。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」といいます。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」といいます。)に先立ち、次に定める額の金銭(以下「第1回A A型配当金」といいます。)を剰余金の期末配当として支払います。ただし、当該基準日の属する事業年度において次項に定める第1回A A型中間配当金の支払を行ったときは、その額(ただし、第1回A A型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されます。)を控除した額を支払います。

第1回A A型種類株式1株につき、発行価格として定める金額(ただし、第1回A A型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されます。)に配当年率として決定する率を乗じて算出した額。また、当該配当年率は、第1回A A型種類株式の発行日が属する事業年度につき0.5パーセントとし、当該事業年度以降5事業年度目まで毎年0.5パーセントずつ増加するものとし、6事業年度目以降の配当年率は5事業年度目の配当年率と同じく2.5パーセントとします。

- (2) ある事業年度において、第1回A A型種類株主または第1回A A型種類登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が第1回A A型配当金の額に達しないときは、その第1回A A型種類株式1株当たりの不足額(以下「累積未払配当金」といいます。)は翌事業年度以降に累積します。累積未払配当金については、前号または次項に定める剰余金の配当に先立ち、第1回A A型種類株式1株につき累積未払配当金の額(ただし、第1回A A型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されます。)に達するまで、第1回A A型種類株主または第1回A A型種類登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行います。

- (3) 第1回A A型種類株主または第1回A A型種類登録株式質権者に対しては、第1回A A型配当金の額を超えて剰余金の配当は行いません。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に定める剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に定める剰余金の配当を行う場合については、この限りでなく、かかる場合、普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同時に同一割合の剰余金の配当を行います。

ロ A A型中間配当金

当社は、普通株式に対して剰余金の中間配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回A A型種類株主または第1回A A型種類登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回A A型種類株式1株につき、第1回A A型配当金の額の2分の1の金銭(以下「第1回A A型中間配当金」といいます。)を剰余金の中間配当として支払います。

ハ 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産の分配を行うときは、第1回A A型種類株主または第1回A A型種類登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回A A型種類株式1株につき、発行価格として定める金額(ただし、第1回A A型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されます。)に、累積未払配当金の額(ただし、第1回A A型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されます。)および経過配当金相当額(以下に定義します。)の合計額を加えた額(以下「基準価額」といいます。)の金銭を支払います。

「経過配当金相当額」とは、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」といいます。)の属する事業年度の初日(同日を含みます。)から分配日(同日を含みます。)までの日数に第1回A A型配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額をいいます。ただし、分配日の属する事業年度において第1回A A型種類株主または第1回A A型種類登録株式質権者に対して第1回A A型中間配当金を支払ったときは、その額(ただし、第1回A A型種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されます。)を控除した額とします。

- (2) 第1回A A型種類株主または第1回A A型種類登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行いません。

ニ 優先順位

A A型種類株式のA A型配当金、A A型中間配当金、上記イ(3)ただし書きに定める剰余金および残余財産の支払順位は、同順位とします。

ホ 議決権

第1回A A型種類株主は、株主総会において議決権を有します。第1回A A型種類株式の1単元の株式数は100株とします。

ヘ 種類株主総会の決議

- (1) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回A A型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。
- (2) 第1回A A型種類株式については、会社法第199条第4項および第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しません。

ト 株主による普通株式転換請求権

- (1) 第1回A A型種類株主は、発行決議で普通株式への転換請求期間として定める第1回A A型種類株式の転換を請求することができる期間中、当社に対して、発行決議で定める算定方法により算出される数の普通株式の交付と引換えに、当該第1回A A型種類株主の有する第1回A A型種類株式の全部または一部を取得することを請求することができます。なお、第1回A A型種類株式の取得と引換えに交付される普通株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行いません。
- (2) 発行決議で定める第1回A A型種類株式の取得を請求することができる期間は、発行後概ね5年程度を経過する日から開始します。
- (3) 第1回A A型種類株主が本項に定める請求をすることができる日は、年に2回、発行決議で定める日とします。
- (4) 第1回A A型種類株主に交付される普通株式の数の算定方法は、発行決議で定めませんが、原則として、第1回A A型種類株式1株につき普通株式1株とします。ただし、普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合等は、適宜調整します。

チ 株主による金銭対価の取得請求権

- (1) 第1回A A型種類株主は、発行決議で金銭対価取得請求期間として定める第1回A A型種類株式の取得を請求することができる期間中、当社に対して、基準価額相当額の高額な金銭の交付と引換えに、当該第1回A A型種類株主の有する第1回A A型種類株式の全部または一部を取得することを請求することができます。当該取得の請求の日において、会社法第461条第2項に定める分配可能額を超えて取得の請求が行われた場合、当社が取得すべき第1回A A型種類株式は取締役会の決議で定めることとし、これにより取得されなかった第1回A A型種類株式については、当該取得の請求がなされなかったものとみなします。

- (2) 発行決議で定める第1回AA型種類株式の取得を請求することができる期間は、発行後概ね5年程度を経過する日から開始します。
- (3) 第1回AA型種類株主が本項に定める請求をすることができる日は、年に4回、発行決議で定める日とします。
- (4) 本項において基準価額を算出する場合は、上記八に定める経過配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」を「当該取得の請求の日」と読み替えて、経過配当金相当額を計算します。

リ 会社による金銭対価の取得条項

- (1) 当社は、第1回AA型種類株式の発行後、発行決議で定める期間を経過し、さらに、取締役会の決議で別に定める取得日が到来したときは、基準価額相当額の金銭の交付と引換えに、第1回AA型種類株式の全部を取得することができます。
- (2) 発行決議で定める期間は、発行後概ね5年程度とします。
- (3) 当社が本項に定める取得をすることができる日は、年に1回、発行決議で定める日とします。
- (4) 本項において基準価額を算出する場合は、上記八に定める経過配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」を「当該取得日」と読み替えて、経過配当金相当額を計算します。

又 株式の併合、分割または無償割当て等

- (1) 当社は、株式の併合または分割を行うときには、普通株式および第1回AA型種類株式ないし第5回AA型種類株式の種類ごとに同時に同一割合で行います。
- (2) 当社は、株主に募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、第1回AA型種類株主ないし第5回AA型種類株主には当該AA型種類株主の有するAA型種類株式または当該AA型種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与えます。
- (3) 当社は、株主に株式または新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、第1回AA型種類株主ないし第5回AA型種類株主には当該AA型種類株主の有するAA型種類株式または当該AA型種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行います。

ル 自己のAA型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第1回AA型種類株主との合意により当該第1回AA型種類株主の有する第1回AA型種類株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回AA型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとします。

ウ 譲渡制限

第1回AA型種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければなりません。ただし、以下に掲げるときは取締役会の承認を要しません。

- (1) 第1回AA型種類株式に対して金融商品取引法第27条の2第6項に定める公開買付けが開始された場合において、当該公開買付けに応募し、第1回AA型種類株式の受渡しその他の決済による譲渡が行われるとき
- (2) 相続により第1回AA型種類株式を取得するとき
- (3) 取締役会が定める一定の基準に従って、代表取締役が当該取得を承認するとき

ワ 非上場

第1回AA型種類株式は、非上場とします。

2 【株式募集の方法及び条件】

発行価格等決定日に決定される予定の引受価額にて、後記「3 株式の引受け」に記載の引受人(以下「引受人」といいます。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で一般募集(以下「一般募集」といいます。)を行います。引受価額は発行決議において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払い込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1) 【募集の方法】

| 区分 | 発行数(株) | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|--------|------------|-------------|
| 株主割当 | | | |
| その他の者に対する割当 | | | |
| 一般募集 | 未定 | 未定 | 未定 |
| 計(総発行株式) | 未定 | 未定 | 未定 |

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

(2) 【募集の条件】

| 発行価格(円) | 引受価額(円) | 払込金額(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---|------------|------------|--------------|--------|------|-----------------|------|
| 未定 (注)1 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に1.20以上の値を乗じた価格とします。 | 未定 (注)1 | 未定 (注)2 | 未定 (注)1、3 | 100株 | 未定 | 1株につき発行価格と同一の金額 | 未定 |

- (注) 1 発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、発行決議において定める仮条件による需要状況ならびに第1回A型種類株式の価値が相当程度連動すると考えられる普通株式の株価水準およびその価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、発行価格等決定日に引受価額および資本組入額と同時に決定する予定であります。なお、資本組入額は、資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。
 仮条件は、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に対する割合としてレンジにより表示され、発行決議日時点の市場環境等を勘案して取締役会が適当と判断する120パーセント以上の水準に設定されます。
 2 払込金額は、会社法上の払込金額であり、発行決議において決定される予定であります。平成27年4月28日開催の取締役会において、1株につき6,000円を下限とすることを決議しております。また、「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額および発行価格等決定日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
 3 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成27年4月28日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする旨、および増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨を決議しております。

3 【株式の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 | 引受けの条件 |
|------------|------------------|-------|--|
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 未定 | 1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と引受価額との差額は引受人の手取金となります。 |
| 計 | | 未定 | |

(注) 引受株式数(新規発行株式の発行数)および引受人の手取金は、発行価格等決定日に決定されます。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

燃料電池車開発、インフラストラクチャー研究および情報化・高度知能化モビリティ技術開発等の次世代イノベーションのための研究開発資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 第1回A A型種類株式を発行することの必要性および相当性について

当社は、自動車の企画開発段階から製造および販売に至るまでの事業サイクルをベースとした投資、償却および利益に係わる計画を策定しております。このたび、次世代技術へ投資し、新たな成長フェーズを創出していくにあたり、これまで以上に中長期の視点は欠かせないものであると認識するに至りました。その結果、次世代技術のための研究開発資金の調達にあたっては、研究開発投資が当社の業績に寄与するまでの期間と、株主の皆様当社へ投資していただく期間とをできるだけ合わせることを望ましいと判断し、中長期の保有を前提とした議決権のある譲渡制限付種類株式として、第1回A A型種類株式を発行することといたしました。

第1回A A型種類株式には議決権が付与されており、1単元（100株）以上の第1回A A型種類株式を保有する株主の皆様は、株主総会において、普通株主の皆様と同様に議決権を行使することができ、また株主としてのその他の権利を行使することができます。また、第1回A A型種類株主の皆様は、その選択により、発行から概ね5年程度を経過する日以降、年に2回、あらかじめ発行決議で定める時期に、第1回A A型種類株式を普通株式に転換することができます。これにより、普通株主として中長期に株式を保有していただくことも可能となるとともに、普通株主の皆様と第1回A A型種類株主の皆様に、同じ株主価値の拡大というベクトルに向かって当社の経営を支えていただけることを期待しており、このため、第1回A A型種類株式の発行によって異なる種類の株主の皆様の間で利害が対立する状況は生じないと考えております。

また、第1回A A型種類株式の発行価格その他の発行条件については、当社から独立した第三者機関の作成した価格算定書に基づき発行価格に係る仮条件の下限を設定した上で、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式によって決定することとしております。

2 日本国内における一般募集について

当社は、第1回A A型種類株式の発行により、自動車のメインユーザーである個人の方々の中長期の株主となっていただき、当社の中長期の取組みに関する説明やご意見を頂戴する機会を設け、これを事業戦略に反映させていくことがさらなる企業価値の向上に繋がると考えて、かかるコミュニケーションの機会をA A型種類株式の発行の重要な目的として位置づけております。しかしながら、海外投資家の方々につきましては、譲渡制限付非上場株式の取扱いが海外各国法制および税制において複雑多岐にわたるため対応事務管理が不透明なこと、ならびに今回想定している発行規模は、最大でも普通株式の発行済株式総数の1.5%未満と小規模であり、今後複数回にわたって発行された場合の発行株式数の合計は発行済株式総数の5%未満と限定的であること等を総合的に勘案して、日本国内における一般募集とする予定です。なお、日本国内における一般募集には、海外機関投資家の日本法人等の参加は可能と認識しております。

3 買収防衛について

第1回A A型種類株式は一般募集によって発行される予定であり、特定の投資家の持分割合を高めるものではありません。また、A A型種類株式全体の発行可能株式総数は、普通株式の発行済株式総数の5%未満を上限としており、今回想定している発行規模は、最大でも発行済株式総数の1.5%程度とその影響は限定的であります。さらに、第1回A A型種類株式に対して公開買付けが開始され、第1回A A型種類株主が公開買付けに応募する場合において株式の受渡しその他の決済による譲渡が行われるときには譲渡制限が解除されます。このように、第1回A A型種類株式の発行は当社の買収防衛を企図したものではありません。

4 株主による金銭対価の取得請求権について

第1回A A型種類株式には株主による金銭対価の取得請求権が付されているため、第1回A A型種類株主の皆様には、発行から概ね5年程度を経過する日以降、年に4回、あらかじめ発行決議で定める時期に、第1回A A型種類株式を換金する機会があります。ただし、会社法の定めに従い、当社に自己株式取得の財源である分配可能額が不足する場合には、かかる換金に応じられない場合があります。

5 自己株式の取得について

当社は、平成27年4月28日開催の取締役会において、第1回A A型種類株式の発行に伴う普通株式に係る希薄化を回避するため、第1回A A型種類株式の発行後に、発行株式と同数程度の普通株式の自己株式取得を行うことを決議しております。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第110期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月24日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第111期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月8日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第111期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月13日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第111期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月12日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成27年4月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成27年3月4日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日(平成27年4月28日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。下記の「事業等のリスク」は有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」を一括して記載したものです。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

以下において、トヨタの事業その他のリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を記載しています。ただし、以下はトヨタに関するすべてのリスクを網羅したのではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。かかるリスク要因のいずれによっても、投資家の判断に影響を及ぼす可能性があります。

本項においては、将来に関する事項が含まれていますが、当該事項は有価証券報告書提出日(平成26年6月24日)現在において判断したものです。

(1) 市場および事業に関するリスク

自動車市場の競争激化

世界の自動車市場では激しい競争が繰り広げられています。トヨタは、ビジネスを展開している各々の地域で、自動車メーカーとの競争に直面しています。世界経済は徐々に回復しつつありますが、自動車市場における競争はさらに激化しており、厳しい状況が続いています。また、世界の自動車産業のグローバル化がさらに進むことによって、競争は今後より一層激化する可能性があり、業界再編につながる可能性もあります。競争に影響を与える要因としては、製品の品質・機能、安全性、信頼性、燃費、革新性、開発に要する期間、価格、カスタマー・サービス、自動車金融の利用条件等の点が挙げられます。競争力を維持することは、トヨタの既存および新規市場における今後の成功、販売シェアにおいて最も重要です。トヨタは、昨今の自動車市場の急激な変化に的確に対応し、今後も競争力の維持強化に向けた様々な取り組みを進めていきますが、将来優位に競争することができないリスクがあります。競争が激化した場合、自動車の販売台数の減少や販売価格の低下などが起きる可能性があり、それによりトヨタの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローが悪影響を受けるリスクがあります。

自動車市場の需要変動

トヨタが参入している各市場では、今までも需要が変動してきました。各市場の状況によって、自動車の販売は左右されます。トヨタの販売は、世界各国の市場に依存しており、各市場の景気動向はトヨタにとって特に重要です。当連結会計年度においては、日本では個人消費が増加し、一部に消費税率引上げに伴う駆け込み需要もみられ、緩やかに回復しました。米国においては個人消費の増加などにより緩やかな回復が続き、欧州でも持ち直しの動きがみられる一方、新興国では一部に弱い動きがみられました。このような需要の変化は現在でも続いており、この状況が今後どのように推移するかは不透明です。今後トヨタの想定を超えて需要の変化が継続または悪化した場合、トヨタの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローが悪影響を受ける可能性があります。また、需要は、販売・金融インセンティブ、原材料・部品等の価格、燃料価格、政府の規制(関税、輸入規制、その他の租税を含む)など、自動車の価格および自動車の購入・維持費用に直接関わる要因により、影響を受ける場合があります。需要が変動した場合、自動車の販売台数の減少や販売価格の低下などが起きる可能性があり、それによりトヨタの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローが悪影響を受けるリスクがあります。

お客様のニーズに速やかに対応した、革新的で価格競争力のある新商品を投入する能力

製品の開発期間を短縮し、魅力あふれる新型車でお客様にご満足いただくことは、自動車メーカーにとっては成功のカギとなります。特に、品質、安全性、信頼性において、お客様にご満足いただくことは非常に重要です。世界経済の変化に伴い、自動車市場の構造が急激に変化している現在、お客様の価値観とニーズの急速な変化に対応した新型車を適時・適切にかつ魅力ある価格で投入することは、トヨタの成功にとってこれまで以上に重要であり、技術・商品開発から生産にいたる、トヨタの事業の様々なプロセスにおいて、そのための取り組みを進めています。しかし、トヨタが、品質、安全性、信頼性、スタイルその他の性能に関するお客様の価値観とニーズを適時・適切にかつ十分にとらえることができない可能性があります。また、トヨタがお客様の価値観とニーズをとらえることができたとしても、その有する技術、知的財産、原材料や部品の調達、原価低減能力を含む製造能力またはその他生産性に関する状況により、価格競争力のある新製品を適時・適切に開発・製造できない可能性があります。また、トヨタが計画どおりに設備投資を実施し、製造能力を維持・向上できない可能性もあります。お客様のニーズに対応する製品を開発・提供できない場合、販売シェアの縮小ならびに売上高と利益率の低下を引き起すリスクがあります。

効果的な販売・流通を実施する能力

トヨタの自動車販売の成功は、お客様のご要望を満たす流通網と販売手法に基づき効果的な販売・流通を実施する能力に依存します。トヨタはその参入している各主要市場の規制環境において、お客様の価値観または変化に対応した流通網と販売手法を展開していますが、それができない場合は、売上高および販売シェアが減少するリスクがあります。

ブランド・イメージの維持・発展

競争の激しい自動車業界において、ブランド・イメージを維持し発展させることは非常に重要です。ブランド・イメージを維持し発展させるためには、お客様の価値観やニーズに対応した安全で高品質の製品を提供することで、お客様の信頼をさらに高めていくことが重要です。トヨタが、安全で高品質の製品を提供することができない、または、リコール等の市場処置が必要であるにもかかわらず迅速な対応がなされないなどの結果、トヨタのブランド・イメージを効果的に維持し発展させることができなかつた場合、自動車の販売台数の減少や販売価格の低下などが起きる可能性があります、その結果、売上高と利益率の低下を引き起すリスクがあります。

仕入先への部品供給の依存

トヨタは、部品や原材料などの調達部品を世界中の複数の競合する仕入先から調達する方針を取っていますが、調達部品によっては他の仕入先への代替が難しいものもあり、特定の仕入先に依存しているものがあります。また、その調達部品が様々な車種に共通して使用される場合、当該部品の調達がより困難となり、生産面への影響を受ける可能性があります。さらに、トヨタが直接の取引先である一次仕入先を分散していたとしても、一次仕入先が部品調達を二次以降の特定の仕入先に依存していた場合、同様に部品の供給を受けられないリスクもあります。トヨタが調達部品を継続的にタイムリーかつ低コストで調達できるかどうかは、多くの要因の影響を受けますが、それら要因にはトヨタがコントロールできないものも含まれています。それらの要因の中には、仕入先が継続的に調達部品を調達し供給できるか、またトヨタが、仕入先から調達部品を競争力のある価格で供給を受けられるか等が含まれます。特定の仕入先を失う、またはそれら仕入先から調達部品をタイムリーもしくは低コストで調達出来ない場合、トヨタの生産に遅延や休止またはコストの増加を引き起す可能性があり、トヨタの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローに悪影響が及ぶ可能性があります。

金融サービスにおける競争の激化

世界の金融サービス業界では激しい競争が繰り広げられています。自動車金融の競争激化は、利益率の減少を引き起す可能性があります。この他トヨタの金融事業に影響を与える要因には、トヨタ車の販売台数の減少、中古車の価格低下による残存価値リスクの増加、貸倒率の増加および資金調達費用の増加が挙げられます。

デジタル情報技術への依存

トヨタは、機密データを含む電子情報を処理・送信・蓄積するため、または製造・研究開発・サプライチェーン管理・販売・会計を含む様々なビジネスプロセスや活動を管理・サポートするために、第三者によって管理されているものも含め、様々な情報技術ネットワークやシステムを利用しています。さらに、トヨタの製品にも情報サービス機能や運転支援機能など様々なデジタル情報技術が利用されています。これらのデジタル情報技術ネットワークやシステムは、安全対策が施されているものの、ハッカーやコンピュータウイルスによる攻撃、トヨタが利用するネットワークおよびシステムにアクセスできる者による不正使用・誤用、開発ベンダー・クラウド業者など関係取引先からのサービスの停止、電力供給不足を含むインフラの障害、天災などによって被害や妨害を受ける、または停止する可能性があります。このような事態が起きた場合、重要な業務の中断や、機密データの漏洩、トヨタ製品の情報サービス機能・運転支援機能などへの悪影響のほか、法的請求、訴訟、賠償責任、罰金の支払い義務などが発生する可能性もあります。その結果、トヨタのブランド・イメージや、トヨタの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融・経済のリスク

為替および金利変動の影響

トヨタの収益は、外国為替相場の変動に影響を受け、主として日本円、米ドル、ユーロ、ならびに豪ドル、ロシア・ルーブル、加ドルおよび英国ポンドの価格変動によって影響を受けます。トヨタの連結財務諸表は、日本円で表示されているため、換算リスクという形で為替変動の影響を受けます。また、為替相場の変動は、外国通貨で販売する製品および調達する材料に、取引リスクという形で影響を与える可能性があります。特に、米ドルに対する円高の進行は、トヨタの経営成績に悪影響を与える可能性があります。

トヨタは、為替相場および金利の変動リスクを軽減するために、現地生産を行い、先物為替予約取引や金利スワップ取引を含むデリバティブ金融商品を利用していますが、依然として為替相場と金利の変動は、トヨタの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローに悪影響を与える可能性があります。為替変動の影響およびデリバティブ金融商品の利用に関しては、「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 概観 為替の変動」および連結財務諸表注記21を参照ください。

原材料価格の上昇

鉄鋼、貴金属、非鉄金属(アルミ等)、樹脂関連部品など、トヨタおよびトヨタの仕入先が製造に使用する原材料価格の上昇は、部品代や製造コストの上昇につながり、これらのコストを製品の販売価格に十分に転嫁できない、あるいは仕入先がこれらのコストを十分に吸収できない結果、トヨタの将来の収益性に悪影響を与える可能性があります。

金融市場の低迷

世界経済が急激に悪化した場合、多くの金融機関や投資家は、自らの財務体力に見合った水準で金融市場に資金を供給することが難しい状況に陥る可能性があります。その結果、企業がその信用力に見合った条件で資金調達をすることが困難になる可能性があります。必要に応じて資金を適切な条件で調達できない場合、トヨタの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローが悪影響を受ける可能性があります。

(3) 政治・規制・法的手続・災害等に関するイベント性のリスク

自動車産業に適用される政府の規制

世界の自動車産業は、自動車の安全性や排ガス、燃費、騒音、公害をはじめとする環境問題などに関する様々な法律と政府の規制の適用を受けています。特に、安全面では、法律や政府の規制に適合しない、またはその恐れのある自動車は、リコール等の市場処置の実施が求められます。さらに、トヨタはお客様の安心感の観点から、法律や政府の規制への適合性に関わらず、自主的にリコール等の市場処置を実施する可能性もあります。また、多くの政府は、価格管理規制や為替管理規制を制定しています。トヨタは、これらの規制に適合するために費用を負担し、今後も法令遵守のために費用が発生する可能性があります。さらに、トヨタが市場に投入した車両にリコール等の市場処置が必要となった場合、製品のリコールや無償のサービスキャンペーンに係る費用を含めた様々な費用が発生する可能性があります。また、新しい法律または現行法の改正により、トヨタの今後の費用負担が増えるリスクがあります。このように、市場処置を講じたり法律や政府の規制へ適合するために多額の費用が発生した場合、トヨタの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローに悪影響を与える可能性があります。

法的手続

トヨタは、製造物責任、知的所有権の侵害等、様々な法的手続の当事者となる可能性があります。また、株主との間で法的手続の当事者となったり、行政手続または当局の調査の対象となる可能性もあります。現在トヨタは、行政手続および当局の調査を含む、複数の係属中の法的手続の当事者となっています。トヨタが当事者となる法的手続で不利な判断がなされた場合、トヨタの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローに悪影響が及ぶリスクがあります。政府の規制等の法的手続の状況については連結財務諸表注記24を参照ください。

自然災害、政治動乱、経済の不安定な局面、燃料供給の不足、インフラの障害、戦争、テロまたはストライキの発生

トヨタは、全世界で事業を展開することに関連して、様々なイベントリスクにさらされています。これらのリスクとは、自然災害、政治・経済の不安定な局面、燃料供給の不足、天災などによる電力・交通機能・ガス・水道・通信等のインフラの障害、戦争、テロ、ストライキ、操業の中断などが挙げられます。トヨタが製品を製造するための材料・部品・資材などを調達し、またはトヨタの製品が製造・流通・販売される主な市場において、これらの事態が生じた場合、トヨタの事業運営に障害または遅延をきたす可能性があります。トヨタの事業運営において、重大または長期間の障害ならびに遅延が発生した場合、トヨタの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローに悪影響が及ぶリスクがあります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

トヨタ自動車株式会社本社

(愛知県豊田市トヨタ町1番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。